

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

1 現年度分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度				令和7年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
町税	町税	総務部税務課	%	%	円	人	%
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部保育幼稚園課	99.6	99.9	6,707,350	192	99.6
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	99.7	7,200	1	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	—	—	—
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	0.5	4,798,865	5	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	70.0	624,127	3	—
過年度生活保護費返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	4.4	108,713	2	12.3
障害給付費不正請求返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	17.5	517,536	1	23.2
障害給付費不正請求返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	0.0	9,120,780	1	100.0
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	100.0	0	0	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.6	203,400	2	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	7,000	1	100.0
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	100.0	0	0	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	10,500	2	100.0
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	100.0	0	0	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	0.0
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	95.1	276,448	20	100.0
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	88.6	251,700	19	100.0
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	—	—	—	—	—

※1 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

※2 平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、非強制徴収公債権

※3 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

※4 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

※5 令和3年度以前（私会計時）に係る小中学校給食費滞納額について、債権の継承に向けて事務手続き中

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度			令和7年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率	
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	%	%	円	人	%
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	97.1	96.1	25,262,375	267	96.7
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	99.8	99.7	1,773,772	42	99.7
			99.6	99.6	2,771,840	85	99.6

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度			令和7年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率	
水道料金	私債権	上下水道部業務課	%	%	円	人	%
水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	91.0	90.1	54,259,259	16,523	91.0
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	79.0	77.7	109,434,768	15,324	79.0
			97.0	100.0	0	0	97.0

※7 令和7年5月31日現在での実績徴収率は%、滞納額は円（人）

※8 令和7年5月31日現在での実績徴収率は%、滞納額は円（人）

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

2 滞納繰越分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度						令和7年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 150,773,759	円 14,172,733	% 9.4	円 4,712,486	% 3.1	円 406,262	円 152,362,361	円 14,017,337	% 9.2
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部保育幼稚園課	808,780	120,000	14.8	50,000	6.2	0	758,780	120,000	15.8
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	0	—	—	—	—	0	0	0	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	14,400	7,800	54.2	7,800	54.2	0	13,800	7,200	52.2
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	8,712,679	245,175	2.8	222,175	2.6	0	8,490,504	138,000	1.6
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	4,343,629	121,000	2.8	138,500	3.2	0	9,003,994	210,000	2.3
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	7,703,440	120,000	1.6	120,000	1.6	0	8,207,567	69,767	0.9
過年度生活保護費返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	144,467	—	—	47,878	33.1	0	205,302	13,452	6.6
障害給付費不正請求返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	0	—	—	0	—	0	517,536	120,000	23.2
障害給付費不正請求返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	0	—	—	0	—	0	9,120,780	9,120,780	100.0
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	0	—	—	—	—	0	0	0	—
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	136,800	136,800	100.0	136,800	100.0	0	203,400	203,400	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	0	—	—	—	—	0	7,000	7,000	100.0
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	946	946	100.0	946	100.0	0	0	0	—
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	10,500	10,500	100.0	10,500	100.0	0	10,500	10,500	100.0
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	0	—	—	0	—	0	0	0	—
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	837,800	43,000	5.1	0	0.0	0	837,800	428,600	51.2
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	156,709	54,850	35.0	89,261	57.0	0	343,896	343,896	100.0
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	91,678	32,080	35.0	15,300	16.7	0	328,078	328,078	100.0
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0	21,785	21,785	100.0

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度						令和7年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	円 56,920,074	円 14,457,699	% 25.4	円 15,429,723	% 27.1	円 3,880,789	円 62,871,937	円 15,969,472	% 25.4
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	2,899,822	1,333,918	46.0	1,017,593	35.1	124,037	3,531,964	1,408,900	39.9
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	4,489,970	1,127,039	25.1	916,931	20.4	1,241,729	5,103,150	1,280,890	25.1

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和6年度						令和7年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 54,207,788	円 53,665,710	% 99.0	円 53,640,563	% 99.0	円 176,104	円 54,650,380	円 54,103,876	% 99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	103,157,666	102,951,350	99.8	102,916,033	99.8	56,382	109,620,019	109,400,779	99.8
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	1,067,660	954,660	89.4	774,240	72.5	0	293,420	293,420	100.0

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。	【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。
【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。	【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納及び徴収困難である案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。 また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行するが、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。

○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部保育幼稚園課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加えて電話催告を行って納付を促した。 また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底して納付意識の向上に努めた。 これらにより、前年度に続いて全額を徴収することができた。	【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。 催告等に従わず悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。
【滞納繰越分】 滞納者の支払い余力の把握の為、財産調査を実施した。 滞納者に対して電話催告や臨戸訪問等で積極的納付を促し、納付意識の向上及び資力に応じた継続的な回収に努めた。	【滞納繰越分】 引き続き分納管理の徹底及び残高通知等による積極的納付の意識付けを図るとともに、完納に要する期間が2年を超える滞納者は、面談を行い、資力に応じた回収を進めていく。 また、法令上整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより一層適正な債権管理を図る。

令和 7 年度徴収計画／令和 6 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった世帯には、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、全額を徴収することができた。	【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった段階で、臨戸訪問等による催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、強制執行手続等を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 なし

○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 令和 6 年度の滞納者 1 名について、令和 7 年度に支払があったため、現時点では滞納者は発生していない。	【現年度分】 臨戸訪問などを行い、徴収率 100%を目指す。
【滞納繰越分】 滞納者 2 名について、令和 6 年度中に時効が成立した。	【滞納繰越分】 滞納者 2 名とも令和 6 年度中に時効が成立したため、不能欠損処分を行う予定。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 新規設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 5件設定。3件は福祉事務所管理の分納を継続。 残りの2件の内1件は、裁判所に少額訴訟債権の執行申立を行ったことを契機に自主納付により完納となった。1件は財産の特定等、訴訟の準備を進めた。	【滞納繰越分】 4件設定。3件は福祉事務所管理の分納を継続。1件は、特定した財産が差押可能債権であるか否か等を整理し、可能ならば裁判所に訴訟を提起する。

○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 7件設定。4件は福祉事務所管理の分納を継続。1件は令和7年4月から分納を開始、2件は納付に至らなかった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 9件設定。2件は分納により完納。2件は分納を継続。残り7件のうち3件については、非強制徴収公債権を優先に納付しているため、未納である。2件については滞納処分を停止を行った。	【滞納繰越分】 13件設定。6件は分納を継続する（4件は福祉事務所管理）。2件について、非強制徴収分を優先して納付しているため、納付は見込めない。また、1件について、生活保護法第63条返還金を納付しているため、納付は見込めない。2件については、滞納処分の停止を継続する。2件について、督促を行い、自主的な納付がない場合は滞納処分の事務を進める。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 10件設定。7件は一括納付により完納。残りの3件の内1件は滞納処分の停止を行った。残り2件は完納に至らなかった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 5件設定。2件は福祉事務所管理による分納を継続した。残り3件のうち1件については、財産調査により差押可能な預金口座を特定した。うち2件については、異議申立てによる弁明のやり取りを数回行い、異議申立てが終わった時に備えて預金調査を行った。	【滞納繰越分】 8件設定。1件は滞納処分の停止を継続。2件は福祉事務所管理の分納を継続する。1件については、差押を執行する。2件は異議申立ての進捗を確認しつつ、状況に応じて滞納処分の事務を進める。他については、自主的な納付がない場合は、滞納処分の事務を進める。

○過年度生活保護費返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 債権の性質上、現年度分は発生しない。	【現年度分】 なし
【滞納繰越分】 3件設定。2件は完納、1件は滞納処分の停止を行った。	【滞納繰越分】 4件設定。1件は滞納処分の停止を継続。3件については、督促を行い、自主的な納付がない場合は、財産調査を行い滞納処分の事務を進める。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○障害給付費不正請求返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 1件設定。分納を継続している。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 1件設定。分納を継続する。

○障害給付費不正請求返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 1件設定。設定に対する処分に争いがあること等から、対象法人に返還を求める事務ができなかった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 1件設定。対象法人に返還を求める事務を進める。

令和 7 年度徴収計画／令和 6 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町道占用料〔強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 令和 6 年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町道路占用料徴収条例第 6 条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 なし

○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.6%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど、福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.8%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場使用許可の取消を行う。

○法定外公共物占用料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 令和6年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町法定外公共物管理条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。
【滞納繰越分】 令和5年度滞納繰越分については令和6年6月7日に納入書収受済み。	【滞納繰越分】 なし

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.8%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。

○町営住宅補修等費用（個人負担分）〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 令和6年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 なし	【滞納繰越分】 なし

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 返還実績が不十分であった奨学生に対し、電話、厳重なる文書に加え、臨戸訪問による催告を行った結果、全額返還された。	【現年度分】 なし
【滞納繰越分】 返還実績が不十分であった奨学生に対し、適切な滞納整理に向け、情報の整理と収集に努めた。	【滞納繰越分】 滞納がある奨学生等に対し、引き続き文書のほか、臨戸訪問等により催告し、なおも返還に応じない場合には、強制執行手続への移行について具体的な検討を進める。

○小学校給食費〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者に対し、定期的に文書や電話等により催告し、未収金の回収に努めた。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書、電話及び臨戸訪問等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うこととする。
【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書や電話等により催告し、未収金の回収に努めた。	【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。

令和 7 年度徴収計画／令和 6 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○中学校給食費〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者に対し、定期的に文書や電話等により催告し、未収金の回収に努めた。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書、電話及び臨戸訪問等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うこととする。
【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書や電話等により催告し、未収金の回収に努めた。	【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。

○常任委員会等録音物反訳業務違約金

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 なし	【現年度分】 なし
【滞納繰越分】 平成 29 年 3 月 1 日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。	【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者との納付相談の際には、現年度分納付を優先するよう指導するなど滞納繰越額を増加させないよう折衝を行ってきたが、実績徴収率が96.13%と、令和5年度を1.03ポイント下回った。	【現年度分】 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないよう努める。特に令和7年度から新たに滞納の始まった世帯には、早期に催告文書を送付し、上半期の高額現年度分未納者に対しては、財産調査のうえ、年度内の滞納処分を実施する。
【滞納繰越分】 毎月の督促に加えて、分割納付誓約の提出がないなど納付誠意のない者を中心に催告文書（催告書・差押予告）の送付を実施した。 徴収支援員1名の配置による、滞納者全員の財産調査、資力が確認できた世帯に対して滞納処分を行ったところ、実績回収率27.11%と、昨年度から2.84ポイント上昇した。	【滞納繰越分】 新規の滞納世帯を重点的に財産調査を実施し、資力のある世帯について滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていくことにより、早期に納期内納付者へと改善を図っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化に努める。

○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 新規資格取得者への被保険者証送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.73%となり、前年度同様の高水準を維持した。	【現年度分】 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、現年度滞納者に早期に催告書を送付し、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないよう努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。
【滞納繰越分】 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告書を送付した。徴収率は目標水準を下回った。	【滞納繰越分】 催告書の早期送付により、滞納額の増加抑制に努める。加えて、長期滞納者には分納誓約、滞納処分による時効管理を意識し、納付強化に努める。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部高齢介護課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は督促状を送付し、それでも納付が確認できない場合は催告書を送付するなど、保険料の自主納付を促した。 その結果、実績徴収率が目標徴収率を達成する99.6%となった。	【現年度分】 引き続き督促状及び催告書を送付し、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、保険給付の対象者については、給付制限の制度説明と電話等による納付勧奨を行う中で、保険料の自主納付を促すことに努める。
【滞納繰越分】 催告書の送付を複数回行い、保険料の自主納付を促したものの、実績回収率が目標回収率を4.4ポイント下回る20.7%となった。	【滞納繰越分】 引き続き催告書の送付を行い、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、差押可能な財産があった場合の差押執行を含む滞納整理に努め、目標回収率達成を目指す。

令和7年度徴収計画／令和6年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めたが、目標徴収率に達成することができなかった。	【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。
【滞納繰越分】 催告書の送付や給水停止を実施したが、目標回収額を達成することができなかった。	【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和6年度における取組の評価	令和7年度における取組の方針
【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標徴収率に達することができなかった。	【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。
【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標回収額を達成することができなかった。	【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。

令和 7 年度徴収計画／令和 6 年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和 6 年度における取組の評価	令和 7 年度における取組の方針
【現年度分】 目標徴収率に達することができた。	【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。
【滞納繰越分】 目標徴収率に達することはできなかったが、令和 7 年 4 月以降に収入予定である。	【滞納繰越分】 納付書の送付により、納付漏れの防止に努める。